

輸出事業計画を作れば 保証料を支援します！

(輸出重点品目の取組に係る借入当初5年間分の1/2相当額を助成)

目標を立てて
農林水産物・食品の輸出に
取り組んでみませんか



現在、輸出に取り組んでいる方も輸出事業計画を作ってみよう！

❶ 輸出には計画作りが重要です

- 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業で保証料の支援を受けるためには、当事業を活用することを記載した輸出事業計画を作成して認定を受けて下さい。

❷ 身近な金融機関にも相談してみよう

- 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業では、民間金融機関からの債務保証付き借入れに係る保証料を助成します。（ただし、輸出重点品目の取組に限定）
 - > 構想段階でもいいので、一度相談してみよう。
 - > 金融機関によっては資金面の相談だけでなく、輸出事業計画の作成の支援や支援メニューの紹介も行っていただけます。

❸ 資金を借入れて保証料を支払うことになったら 支援を申込もう

- 令和6年度農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業では、令和6年度(1年間)の保証期間分における保証料の1/2相当額を助成します。

【助成金の交付シミュレーション】

民間金融機関から信用保証付き融資で1億2800万円借り入れた時の
保証料が520万円だった場合



融資の実行日から5年間で…
約260万円※1
の助成金が交付されます！

※1 保証料率を1.35%、保証期間を5年とした場合

※2 実際の助成金交付では、借入額が元金均等分割方式で毎月返済されるものとみなして、

保証料総額から月割の負担すべき保証料相当額を算出し、助成対象期間（融資実行から5年以内）の年度毎に整理します。

【対象者】 食品等の製造・流通・販売を行う事業者（中小企業者）、農林水産事業者

お問い合わせ

【申請窓口】 公益財団法人 食品等流通合理化促進機構（食流機構）
03-5809-2176

【総合窓口】 農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課 輸出産地形成室
03-3502-5593

△ 助成金の申請は
こちらから



※ 令和6年度事業の内容であり予算の状況によっては今後変更があり得ることをあらかじめご承知ください。

詳しくは裏面をご覧ください

【1 制度全般】**問1 輸出事業計画とは何ですか。**

農林水産物・食品の輸出に関して今後取り組む内容について作成するもので、「課題と取組内容」「輸出先国・目標額」「資金計画」等について記載することになります。計画を作成して認定を受けると補助金・金融・税制などの支援の対象になりますので、利用予定の支援メニューも記載してください。

農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業で保証料の支援を受けるためには、当事業を活用することを記載した輸出事業計画を地方農政局等に提出して認定を受けてください。(他の支援メニューも利用するときは提出先が都道府県になる場合がありますので、詳細は各制度の担当者にご確認ください。)

問2 他の補助事業等と組み合わせて利用できますか。

本事業で支援を受ける保証料について、他の補助事業等からも補助・助成等を重複して受けすることはできません。ただし、保証料以外であれば他の補助事業等と組み合わせて、輸出事業に必要な経費（例えば施設整備費等）の支援を受けることは可能です。また、公庫融資や税制の支援との組合せも可能です。

問3 どのような資金が対象になりますか。

認定を受けた輸出事業計画を実施するための資金のうち、民間金融機関からの借り入れが対象です。ただし、輸出重点品目の取組に限定されます。

問4 運転資金も対象になりますか。

認定を受けた輸出事業計画を実施するための資金の民間金融機関からの借り入れであれば、設備資金だけでなく運転資金も対象になります。

【2 対象期間】**問5 助成対象となるのはいつからの借り入れに係る保証料ですか。**

令和7年4月1日以降に民間金融機関から借り入れた輸出事業の実施に必要な資金に係る保証料が助成対象となります。なお、民間金融機関から資金を借り入れる前に輸出事業計画の認定を受けてください。

問6 助成対象となる期間はいつからいつまでですか。

助成対象期間は資金の借入当初から5年間ですが、助成金の申請及び支払いは単年度に区切って行います。令和7年度事業であれば助成金を申請できるのは、令和7年4月1日～令和8年3月31日の間の保証料の1/2相当額です。翌年度以降の助成金申請の詳細につきましては食流機構までお問合せください。

【3 既に資金を借り入れている場合】**問7 輸出事業計画の認定を受けて令和7年3月31日までに既に資金を借り入れている場合、令和7年4月1日以降の保証料は助成の対象になりますか。**

当該資金に係る保証料は令和7年4月1日以降の保証料であっても助成の対象になりませんのでご注意願います。

問8 資金を借り入れた後に、輸出事業計画の認定を受けて保証料助成を受けることはできますか。

令和7年4月1日以降に借り入れた資金に係る保証料であれば、資金を借り入れた後であっても輸出事業計画の認定を受ければ助成の対象になります。ただし、保証料の助成対象期間は、融資の実行日から5年間に限られます。

【4 その他】**問9 資金の借り換えをした場合、保証料助成を受けることはできますか。**

令和7年3月31日までに民間金融機関から借り入れた資金については令和7年4月1日以降に借り換えをしても助成の対象なりません。

一方、令和7年4月1日以降に民間金融機関から借り入れた資金については、助成対象期間内であれば借り換えをした場合でも引き続き助成の対象となります。助成期間や助成額が変わりますので詳細につきましては食流機構までお問合せください。

問10 繰上償還等を検討している場合、どうしたらいいですか。

民間金融機関に繰上償還等の申し出をする前の検討段階で、お早めに食流機構までご相談ください。（助成金をお支払いする前に所要の調整を行います。）

- 助成金をご利用いただくに当たっては、提出期限までに必要な関係書類を揃えて提出いただく必要があります。申請されたい場合は、早めに準備いただきますようお願いいたします。